

重要事項説明書

記入年月日	2020年6月1日
記入者名	大嶋智裕
所属・職名	ホーム長（管理者）

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) かぶしがいがいしやちやーむけあこーぽれーしょん 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション		
主たる事務所の所在地	〒 530-0005 大阪府大阪市北区中之島3-6-32 ダイビル本館19階		
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6445-3389 / 06-6445-3398	
	メールアドレス	ccc@charmcc.jp	
	ホームページアドレス	http://www.charmcc.jp	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 下村隆彦		
設立年月日	1984年8月22日		
主な実施事業	※別添1（別を実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) るなはーとせんり おかのまち ルナハート千里 丘の街		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 565-0804 吹田市新芦屋上3番20号		
主な利用交通手段	①JR「千里丘」駅より約950m 徒歩12分 ②大阪モレール「宇野辺」駅より約1200m 徒歩15分		
連絡先	電話番号	06-6877-6288	
	FAX番号	06-6877-6280	
	ホームページアドレス	http://www.charmcc.jp	
管理者（職名／氏名）	管理者（ホーム長） / 大嶋 智裕		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	つばめ荘 2006年6月1日 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 2010年5月1日	/	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 2010年4月9日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771603962	所管している自治体名	吹田市
特定施設入居者生活介護 指定日	2016年5月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771603962	所管している自治体名	吹田市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	2016年5月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新			
	賃貸借契約の期間	～						
	面積	4,747.5 m ² #####						
建物	権利形態	所有権	抵当権		契約の自動更新			
	賃貸借契約の期間	～						
	延床面積	5,337.7 m ² (うち有料老人ホーム部分			5,080.6 m ²)			
	竣工日	2006年2月15日			用途区分	有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：				
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：				
	階数	6階		(地上	6階、地階		1階)	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性							
居室の状況	総戸数	98戸		届出又は登録(指定)をした室数			98室 (98室)	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数 備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	介護居室個室	○	○	×	×	×	13.35	8 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×		13.53	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	13.61	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	13.89	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.04	8 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.31	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.40	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.46	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.48	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.53	1 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.55	1 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.61	1 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.64	1 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.65	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.70	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.70	1 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.76	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.77	24 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.77	6 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	○	×	14.84	4 一人部屋
	介護居室個室	○	○	×	×	×	14.84	2 一人部屋
介護居室個室	○	○	×	×	×	14.98	1 一人部屋	
共用施設	共用トイレ	14ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			2ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			9ヶ所	
	共用浴室	個室	8ヶ所		大浴場	1		
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所		その他	3ヶ所		その他：ストレッチャー浴
	食堂	5ヶ所		面積	66.5 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	あり
	機能訓練室	5ヶ所		面積	66.5 m ²			
	エレベーター	66.5m ²						
廊下	あり(ストレッチャー対応)			2ヶ所				

	汚物処理室	中廊下	1.8 m	片廊下	m				
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	ステーション内 通報盤、PHS		通報先から居室までの到着予定時間			通報受信場所から居室までの距離/歩行速度	
	その他								
消防用 設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり			
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、入浴、排泄の自立について必要な援助のほか食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話等、日常生活を営むことができるよう必要な援助を妥当適切に行うものです。 ・介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。 ・事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとします。 ・そのほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
サービスの提供内容に関する特色		<ul style="list-style-type: none"> ・私たちはサービス業の基本であるお客様の満足を第一とし、常に誠意ある介護に努め、お客様の様々なご要望にお応えしています。 ・特定施設入居者生活介護事業所（以下、当事業所）は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下利用者）という。）が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように鋭意努力邁進いたします。 ・当事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。 ・指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。 ・指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 ・当事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。 ・当事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。 ・当事業所は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	フジ産業株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	フジ産業株式会社
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	なし	関西健康福祉協会
	提供方法	年2回
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

<p>虐待防止</p>	<p>虐待防止に関する事項について 1 入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。</p> <p>(2) 入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。</p> <p>(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。</p>
<p>身体的拘束</p>	<p>緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き ・施設は、特定施設入居者生活介護のサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行いません。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。</p> <p>(1) 委員会を設置します。</p> <p>(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。</p> <p>(3) 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。</p>

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成	基準省令に基づき計画作成担当者が、利用者の意向等をふまえたケアプランを作成します	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	必要に応じて見守り又は介助
	入浴の提供及び介助	2回/週
	排泄介助	必要に応じて随時
	更衣介助	必要に応じて随時
	移動・移乗介助	あり 必要に応じて見守り又は介助
	服薬介助	あり 必要に応じて見守り又は介助
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	必要に応じて生活リハビリを行う
	レクリエーションを通じた訓練	必要に応じて生活リハビリを行う
	器具等を使用した訓練	なし
その他の	創作活動など	あり
	健康管理	定期健康診断年2回、必要に応じ健康相談、生活指導、栄養指導
施設の利用に当たっての留意事項	別途、運営規程に定める通り	
その他運営に関する重要事項		
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	あり	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	なし
	夜間看護体制加算	あり
	医療機関連携加算	あり
	看取り介護加算	あり
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅱ) あり
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) あり
	入居継続支援加算	なし
	生活機能向上連携加算	なし
	若年性認知症入居者受入加算	あり
	口腔衛生管理体制加算	あり
	栄養スクリーニング加算	なし
	退院・退所時連携加算	あり
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅱ) あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	松本内科クリニック	
	住所	豊中市上野西4-2-28 (ホームからの距離約10km)	
	診療科目	内科、神経内科、皮膚科	
	協力内容	訪問診療	※医療費その他の費用は入居者の自己負担
		その他の場合：	
	名称	ぬのでクリニック	
	住所	吹田市山田西4-2-701F (ホームからの距離約5km)	
	診療科目	内科、神経内科、皮膚科	
	協力内容	訪問診療	※医療費その他の費用は入居者の自己負担
		その他の場合：	
	名称	にいのぶクリニック	
	住所	吹田市津雲台1-1-42F	
	診療科目	内科、神経内科、皮膚科	
	協力内容	訪問診療	※医療費その他の費用は入居者の自己負担
		その他の場合：	
	名称	医療法人医誠会 摂津医誠会病院	
住所	摂津市南千里丘1-32 (ホームからの距離約1.8km)		
診療科目	内科、内科(脳内科) 消化器内科、循環器内科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科放射線科、リハビリテーション科		
協力内容	その他	※医療費その他の費用は入居者の自己負担	
	その他の場合：	(1) 委託医紹介利用者及びホーム紹介利用者の入院の受け入れ (2) 委託医紹介利用者の検査等の外来受診 (3) 入居前健康診断の受け入れ (4) 定期健康診断(人間ドッグ含む)の受け入れ	

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合			
		その他の場合：	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自宅での生活が不安と感じられている自立の方や介護保険法に定める要介護認定において要支援1～要介護5に該当する方。 ・常時医療機関で治療をする必要のない方。 ・伝染する疾患のない方。 ・自傷や他害の恐れのない方。 		
契約の解除の内容	①入居者が逝去した場合 ②入居者からの契約解約が行われた場合 ③事業者からの契約解除が行われた場合 ・入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月払いの利用料その他の支払を正当な理由なく、しばしば遅滞するとき ・契約書「禁止又は制限される行為」の規程に違反したとき ・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書第29条	
	解約予告期間	90日	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	1泊2日から7泊8日までの間で希望日数可能。 1泊2日 (3食) 8,250円 (税込)
入居定員	98人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1.0	
生活相談員	2	2	0	2.0	
直接処遇職員	48	32	16	39.7	
介護職員	45	29	16	36.8	
看護職員	3	3	0	3.0	
機能訓練指導員	1	1	0	0.1	
計画作成担当者	1	1	0	1.0	
栄養士	0	0	0		
調理員	0	0	0		
事務員	2	2	0		
その他職員	3	0	3		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
社会福祉士	0	0	0	
介護福祉士	8	10	2	
介護福祉士実務者研修修了者	4	10	3	
介護職員初任者研修修了者	18	15	9	
介護支援専門員	0	0	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (17 時～10時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	4 人	3 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.2 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり						
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	社会福祉主事任用、介護福祉士、ヘルパー2級						
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	1	0	8	9	0	0	0	0	1	0	
就業した業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満	1	0	1	4	0	0	0	0	1	0
	1年以上3年未満	0	0	7	2	1	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	2	0	10	9	1	0	1	0	0	0
	10年以上	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
備考											
従業者の健康診断の実施状況	あり										

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	選択方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	一部前払い・一部月払い方式 月払い方式
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱	なし	
	内容： 介護保険サービス利用料金については実績に応じて請求します	
利用料金の改定	条件	経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合
	手続き	事業者は、費用の改定にあたっては運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	プラン3	
入居者の状況	要介護度				
	年齢				
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	介護居室個室	
	床面積	19.22㎡	19.22㎡	19.22㎡	
	トイレ	あり	あり	あり	
	洗面	あり	あり	あり	
	浴室	なし	なし	なし	
	台所	なし	なし	なし	
入居時点で必要な費用	収納	なし	なし	なし	
	前払金（家賃、介護サービス費等）	0円	2,475,000円	4,950,000円	
月額費用の合計		283,030～290,730円	242,780～250,480円	201,530～209,230円	
家賃		117,750円	77,500円	36,250円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用				
	介護保険外	食費	65,730円	65,730円	65,730円
		管理費	99,550円	99,550円	99,550円
		状況把握及び生活相談サービス費			
		光熱水費	管理費に含む	管理費に含む	管理費に含む

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）
 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	居室及び共有部の利用にかかる費用。算定根拠は入居一時金に準じる。	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金	借地料、建設費、借入金金利息等を基礎とし、平均余命を勘案した想定居住期間の家賃相当額、及び想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する費用。	
食費	食材料費、加工費（1日3食で30日の場合の費用） 軽減税率（8%）の対象となる飲食料品の提供は、「朝食」です。その他の飲食料品の提供は軽減税率の対象外とします（提供される食事とは別に差額を請求する場合の差額を含みます）。	
管理費	事務管理部門の人件費・事務費、日常生活支援サービス提供のための人件費、健康管理サービスのための人件費、共用施設等の水光熱費及び維持管理費です。また、自立の方の管理費は99,000円となります。	
状況把握及び生活相談サービス費		
光熱水費	水道代1,047円/月 ※水道代：月15日以内の滞在は半額となります。	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて介護費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）を徴収する
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）	60ヶ月	
償却の開始日	入居日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	プラン②の場合49.5万円 プラン③の場合99万円	
初期償却額	20%	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から三ヶ月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、受領済みの一時金を全額返金する。ただし、利用期間に係る利用料を下記算定方法に基づき受領する。 ・算定方法 前払金×想定居住期間償却率（80%）÷想定居住期間の月数÷30×（入居日から契約終了日まで実日数） ・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、全額返金する。 ※月払い利用料については日割精算を行う。 ※必要な原状回復費用があれば受領する。
	入居後3月を超えた契約終了	想定居住期間（5年）内に契約終了した場合、下記の計算方式に基づき無利息で返還する。想定居住期間を超えると返還金はなくなるが、追加前払金は不要。 計算式：返還金＝前払金償却部分の額の比率（前払金の80%）×（60月－経過月数※）／60月 ※償却起算日の属する月の翌月（償却起算日が1日の場合は当月）から経過した月末回数 退去月について1か月に満たない端数の日数がある場合は、1か月を30日として、別に日割計算する。
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	株式会社りそな銀行

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	5人
	75歳以上85歳未満	17人
	85歳以上	71人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	13人
	要支援2	2人
	要介護1	26人
	要介護2	14人
	要介護3	15人
	要介護4	8人
	要介護5	16人
入居期間別	6か月未満	8人
	6か月以上1年未満	9人
	1年以上5年未満	50人
	5年以上10年未満	14人
	10年以上	13人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		人 / 人
入居者数		94人

(入居者の属性)

性別	男性	15人	女性	79人	
男女比率	男性	16.0%	女性	84.0%	
入居率	89.5%	平均年齢	86.9歳	平均介護度	2.3

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	8人
	死亡者	8人
	その他	8人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	24人
		(解約事由の例) 特別養護老人ホーム等への転居

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		①ルナハート千里 丘の街 ②株式会社チャーム・ケア・コーポレーション お客様担当窓口 担当：横山
電話番号 / FAX		①06-6877-6288 / ②フリーダイヤル：0120-453-286 /
対応している時間	平日	①10：00～17：00 ②10：00～17：00
	土曜	①10：00～17：00 ②休業日
	日曜・祝日	①10：00～17：00 ②休業日
定休日		①年中無休 ②土日・祝日および12月28日～1月3日
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		吹田市福祉部高齢福祉土室
電話番号 / FAX		06-6384-1231 /
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日・祝日および12月29日～1月3日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9：00～17：00
定休日		土日・祝日および12月29日～1月3日
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		吹田市福祉部福祉指導監査室
電話番号 / FAX		06-6155-8748 /
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日・祝日および12月29日～1月3日
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		
電話番号 / FAX		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待の場合)		吹田市福祉部高齢福祉土室・吹田市福祉部福祉指導監査室
電話番号 / FAX		06-6384-1231 / 06-6155-8748
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日・祝日および12月29日～1月3日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	三井住友海上火災保険株式会社
	加入内容	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償。
	その他	福祉事業者総合賠償責任保険
賠償すべき事故が発生したときの対応	利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の家族、吹田市、当該保険者と連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		ありの場合		
		実施日	平成 30年12月	
		結果の開示	なし	
			開示の方法	
第三者による評価の実施状況		ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	ご入居者、ご家族、ホーム長、職員
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（別を実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）
別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）
別添4（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が吹田市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	・チャームヘルパーステーション豊中旭ヶ丘 ・チャームヘルパーステーション高槻藤の里	・豊中市旭丘1番13号 ・大阪府高槻市藤の里町1番36号
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	あり	チャーム訪問看護ステーション豊中旭ヶ丘	豊中市旭丘1番13号
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	・チャームデイサービスセンター豊中旭ヶ丘	・豊中市旭丘1番13号
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	・チャーム南いばらき ・チャームスイート緑地公園 ・チャーム枚方山之上 ・チャーム東淀川瑞光 ・チャーム東淀川豊里 ・チャーム四條畷 ・チャーム南田辺 ・チャーム鶴見緑地 ・チャーム新大阪淡路	・茨木市東奈良3丁目16-16 ・豊中市西泉丘三丁目2番21号 ・枚方市山之上東町11番8号 ・大阪市東淀川区南江口二丁目6番86号 ・大阪市東淀川区豊里五丁目23番22号 ・四條畷市大字中野546番1 ・大阪市東住吉区南田辺2丁目12番7号 ・大阪市鶴見区焼野2丁目南4番3号 ・大阪府大阪市東淀川区淡路2丁目3番6号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	・チャームケアプランセンター豊中旭ヶ丘 ・チャームケアプランセンター高槻藤の里	・豊中市旭丘1番13号 ・大阪府高槻市藤の里町1番36号
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	あり	チャーム訪問看護ステーション豊中旭ヶ丘	豊中市旭丘1番13号
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	・チャーム南いばらき ・チャームスイート緑地公園 ・チャーム枚方山之上 ・チャーム東淀川瑞光 ・チャーム東淀川豊里 ・チャーム四條畷 ・チャーム南田辺 ・チャーム鶴見緑地 ・チャーム新大阪淡路	・茨木市東奈良3丁目16-16 ・豊中市西泉丘三丁目2番21号 ・枚方市山之上東町11番8号 ・大阪市東淀川区南江口二丁目6番86号 ・大阪市東淀川区豊里五丁目23番22号 ・四條畷市大字中野546番1 ・大阪市東住吉区南田辺2丁目12番7号 ・大阪市鶴見区焼野2丁目南4番3号 ・大阪府大阪市東淀川区淡路2丁目3番6号
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		

＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	なし		必要に応じて見守り又は介助
	排せつ介助・おむつ交換	なし		必要に応じ随時
	おむつ代	あり	実費	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		予定に沿って(2回/週)
	特浴介助	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし		必要に応じ随時
	機能訓練	なし		必要に応じて生活リハビリ
	通院介助	あり	1,650円	協力医療機関以外は30分=1,650円
生活サービス	居室清掃	なし		週=2回
	リネン交換	なし		週=1回
	日常の洗濯	なし		洗濯水光熱費は管理費に含む
	居室配膳・下膳	なし		希望により
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり		別途食材を用意する必要がある場合は差額分
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	月1回程度 業者指定料金
	買い物代行	あり	1,650円	※通常の利用区域は予約制随時 通常の利用区域以外は30分=1,650円
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり	実費	年2回
	健康相談	なし		必要に応じ随時(看護師による)
	生活指導・栄養指導	なし		必要に応じ随時
	服薬支援	なし		必要に応じ随時
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		必要に応じ随時
入退院のサービス	移送サービス	あり	実費	
	入退院時の同行	あり	1,650円	※協力医療機関(必要に応じ随時) その他(30分=1,650円)
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2~3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

##

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で#####
負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援1	181	1,907	191	57,232	5,724		
要支援2	310	3,267	327	98,022	9,803		
要介護1	536	5,649	565	169,483	16,949		
要介護2	602	6,345	635	190,352	19,036		
要介護3	671	7,072	708	212,170	21,217		
要介護4	735	7,746	775	232,407	23,241		
要介護5	804	8,474	848	254,224	25,423		
		1日あたり (円)		30日あたり (円)			
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	105	11	3,162	317	
医療機関連携加算	あり	80	-	-	843	85	
看取り介護加算	あり	144	1,517	152	-	-	
		680	7,167	717	-	-	
		1,280	13,491	1,350	-	-	
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅱ)	6	63	7	1,897	190	
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 8.2%					
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,264	127	37,944	3,795	
口腔衛生管理体制加算	あり	30	-	-	316	32	
栄養スクリーニング加算	なし						
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9,486	949	

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上昨日訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
- 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
平成22年4月9日
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
 - ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
 - ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

- ・入居継続支援加算

- ・社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
- ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと

- ・生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- ・若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。

- ・口腔衛生管理体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対す口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

- ・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

- ・退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 4級地(地域加算4.5%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割又は2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1	181単位/日	56,916	5,692	43,983	17,075
要支援2	310単位/日	97,705	9,771	19,541	29,312
要介護1	536単位/日	168,850	16,885	33,770	50,655
要介護2	602単位/日	189,403	18,941	37,881	56,821
要介護3	671単位/日	211,221	21,123	42,245	63,367
要介護4	735単位/日	231,458	23,146	46,292	69,438
要介護5	804単位/日	252,960	25,296	50,592	75,888
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	321	33	65	97
栄養スクリーニング加算	6単位/回	53	6	11	16
退院・退所時連携加算	30単位/月	321	33	65	97
個別機能訓練加算	12単位/日	3,794	380	759	1,139
夜間看護体制加算	10単位/日	3,162	317	633	949
医療機関連携加算	80単位/月	836	84	168	251
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	144単位/日	45,532	4,554	9,107	13,660
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	680単位/日	215,016	21,502	43,004	64,505
看取り介護加算 (死亡日)	1,280単位	13,491	1,350	2,699	4,048
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)	(最大6,528単位)	68,805	6,881	13,761	20,642
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	948	95	190	285
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	37,920	3,792	7,584	11,376
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	5,691	570	1,139	1,708
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	3,794	380	759	1,139
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	1,897	190	380	570
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	1,897	190	380	570
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)	442～1,989単位/月	4,738～21,322	474～2,133	948～4,265	1,422～6,399
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	(介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数)×1.2%				

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		59,649	100,438	173,909	194,462	216,280	236,517	258,019
自己負担	(1割の場合)	5,965	10,044	17,391	19,447	21,628	23,652	25,802
	(2割の場合)	11,930	20,088	34,782	38,893	43,256	47,304	51,604
	(3割の場合)	17,895	18,779	52,173	58,339	64,884	70,956	77,406

・本表は、医療連携加算(介護のみ)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定の場合の例です。1ヶ月30日で計算しています。